

(案)

令和5年度 和歌山県移住プロモーション動画等制作業務委託仕様書

この仕様書は、和歌山県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「和歌山県移住プロモーション動画等制作業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

令和5年度 和歌山県移住プロモーション動画等制作業務（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

和歌山県では、海辺が身近な暮らし、空気や水がきれいな里山の暮らし、便利な街の暮らしができる地域があり、多様な生活を行うことができる。それぞれの地域には、県外からの移住者が営業するゲストハウス・シェアハウス等があり、滞在者に対する地域の紹介や移住相談、まちづくりにも力を入れている。

本業務では、ゲストハウス・シェアハウス等が、本県への移住前に地域を知れて、地域との関わりをもつことができる場所であることを知ってもらうため、高画質な動画（以下、「移住プロモーション動画」という。）を制作し、プロモーションに活用することで、本県への移住の意欲を高めることを目的とする。

3. 業務の内容

乙は、本業務の目的及び本県の地域の特徴や魅力を理解し、業務を行うものとする。

制作に関する業務内容は以下のとおりであるが、取材対象者・取材スポット・時期など、業務における重要事項は甲と協議のうえ、決定すること。

(1) 企画

「本県への移住前に、ゲストハウス・シェアハウス等で地域を知る」をメインテーマに据え、「ゲストハウス・シェアハウス等は、地域と関わりをもつことができる」「本県へ再訪問の機会をつくる」「地域で暮らす楽しさを感じる」の要素を折り込み制作すること。

ア 移住プロモーション動画は、海辺、里山、街にあるゲストハウス・シェアハウス等を営業されている3名程度の移住者に取材を行い、移住者の紹介とその地域の風景を表現するものであること。

イ 年間を通して使用できるものとする。

ウ 「2. 業務目的」遂行のため、複数年使用可能なものとする。

(2) 撮影

ア 制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。

イ 視聴者の心をつかむような映像に仕上げる。

ウ 撮影場所、撮影時間等を工夫し、必要となる調整及び撮影許可等の各種手続は、乙

において行うこと。

- エ 出演者は、本県公式移住サイト「わかやま LIFE」でしごと暮らし体験の宿泊業で掲載している移住者を参考に提案を行い、最終的に県と協議の上決定すること。また、権利処理等の手続きを乙において実施し、肖像権等の問題が発生しないようにすること。

(3) 規格

- ア 数量・種類は、最低限次のとおりとする。

なお、下表記載の①～④はそれぞれ以下「動画等【番号】」（例. 動画等①）という。

| | 動画内容 | 時間 | 本数 |
|---|---|-------|-------|
| ① | 移住プロモーション動画 | 5分程度 | 1本 |
| ② | ①で作成した動画のショート版 | 1分程度 | 1本 |
| ③ | ①をSNS用に編集した動画 | 30秒程度 | 1本 |
| ④ | プロモーション動画のメインイメージとなる写真(以下「メインイメージ写真」という。) | | 20枚程度 |

- イ 動画等①②について画面縦横比を16：9とする。動画等③についてはスマートフォンで再生することを踏まえ縦型とする。
- ウ 動画等①～③の解像度はフルハイビジョン以上とする。
- エ 動画等④はデータで提供することとし、JPEG方式とする。

(4) 編集

- ア 動画等①には、日本語字幕を挿入すること。
- イ BGM等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは乙において行うこと。
- ウ (3)ア中表中記載の動画等①～③のいずれについても、映像・ナレーション・テロップ等内容の一切について、甲における内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けること。

(6) 成果物

- ア 再生用
動画等①を記録したDVD 3枚
- イ ウェブアップロード用
フルハイビジョン形式の動画データ及びモバイル等での使用を想定し軽量化した動画データ、テキストデータ、その他、動画作品に使用した全データを納めたSDカード1枚
- ウ 非圧縮の動画マスターデータ 一式 (HDD等)

エ 動画等④を納めたSDカード1枚

(7) 納品

ア 納 期 令和6年1月31日(水) 動画等①、②、③、④

イ 納品場所 和歌山県企画部地域政策局移住定住推進課
和歌山市小松原通1-1

4 運営管理

乙は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理(各作業時の進捗状況の把握、甲への状況報告等)を徹底すること。

5 留意事項

ア 成果物の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、甲に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は乙が負うものとする。

イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、甲に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

ウ 甲は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、放送等)することができることとする。

エ 甲は、乙の承諾を得た場合に限り、和歌山県の移住の魅力を広く紹介・PRすることを目的に成果物を加工・編集することができる。

オ 甲は成果物を、和歌山県の移住の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。

カ 甲が認めた第三者が、和歌山県の移住の魅力を広く紹介・PRすることを目的に、成果物を二次利用する場合がある。

キ 業務完了後に、乙の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、乙は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は乙の負担とする。

ク この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、乙は甲と協議を行うこと。

ケ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、甲又は第三者が損害を受けた場合は、全て乙の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。